

「まん延防止等重点措置」の内容について

1 実施期間等

まん延防止等重点措置	
実施期間	令和4年1月27日（木）～ 令和4年2月20日（日）
措置区域	県内全域（全市町村）

※今後、感染状況に応じて、実施期間の延長などの見直しが行われる場合がある。

2 県民に対する要請

まん延防止等重点措置
<p><u>○基本的な感染症対策の徹底（法第24条第9項）</u></p>
<p><u>○感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛（法第31条の6第2項、法第24条第9項）</u></p> <ul style="list-style-type: none">・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りすることの自粛・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛・感染対策が徹底されていない飲食店等への利用の自粛
<p><u>○県外との不要不急の往来自粛（法第24条第9項）</u></p> <p>不要不急の都道府県間の移動、特にまん延防止等重点措置が適用された都道府県との往来は極力自粛（ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査による緩和はしない）</p>
<p><u>○同一グループの同一テーブルでの会食は4人まで（乳幼児や介助者等は除く）（法第24条第9項）</u></p> <p>（ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査による緩和はしない）</p>

3 事業者に対する要請

(1) 全事業者に共通する要請

まん延防止等重点措置

○業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）

○テレワーク・時差出勤の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減（法第24条第9項）

○人と人の接触低減の取り組み

職場に出勤する場合には、時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

○職場による感染防止対策

職場において、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」等を避ける行動を促進すること。特に、「居場所の切り替わり」に注意し、休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策を徹底すること。

○重症化リスクのある労働者等への配慮

高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。

(2) 飲食店に対する要請（食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者）

まん延防止等重点措置

○営業時間の短縮等（法第31条の6第1項）

要請期間の当初に、①または②のいずれかを店舗ごとに選択

- ① 午後8時以降午前5時までの間の営業自粛・酒類の提供の終日停止（持込み含む）
- ② 午後9時以降午前5時までの間の営業自粛（酒類の提供可）

○同一グループの同一テーブルでの会食は4人まで（乳幼児や介助者等は除く）（法第24条第9項）

（ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査による緩和はしない）

○まん延防止等の措置（法第31条の6第1項）

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者へのマスク飲食・マスク着用等の周知
- ・正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

○必要に応じて以下の措置

- ・要請に応じない事業者への命令（法第31条の6第3項）
- ・要請・命令時の公表（法第31条の6第5項）
- ・命令のための立入検査等（法第72条第1項）
- ・命令違反等に対する過料（法第80条）

○感染防止ガイドラインの遵守等（法第24条第9項）

- ・「いばらきアマビエちゃん」への登録
- ・利用客の「いばらきアマビエちゃん」への登録状況の確認
- ・業種別ガイドラインの遵守

(3) イベント事業者に対する要請

まん延防止等重点措置

○感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合の開催制限（法第24条第9項）

人数の上限	20,000人
収容率の上限	100%（大声なし）

※人数上限と収容率のどちらか小さい方を限度。

※参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベントが対象。

※大声：通常よりも大きな声量で、観客等が反復・継続的に発する声

※ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査による緩和はしない。

○それ以外の場合の開催制限（法第24条第9項）

人数の上限	5,000人
収容率の上限	50%（大声あり）
	100%（大声なし）

※人数上限と収容率のどちらか小さい方を限度。

※県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表する。イベント終了日より1年間保管する。

※大声：通常よりも大きな声量で、観客等が反復・継続的に発する声

(4) 大規模集客施設に対する要請

種類	施設例	まん延防止等重点措置
劇場等 (第4号)	劇場 映画館 プラネタリウム	<p><建築物の床面積が1,000㎡超> ○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の整理及び誘導 ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者へのマスク飲食・マスク着用等の周知 ・正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・施設の換気 ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>※生活必需品・・・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、化粧品等</p> </div>
集会場等 (第5号)	集会場 公会堂	
展示場 (第6号)	展示場 貸会議室 文化会館 多目的ホール	
商業施設 (第7号)	百貨店(※生活必需品売り場を除く) ショッピングモール(※生活必需品売り場を除く)	
ホテル等 (第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設 遊技場 (第9号)	体育館 スケート場 水泳場 テニス場 柔剣道場 ボウリング場 テーマパーク 遊園地 野球場 ゴルフ場 陸上競技場 ゴルフ練習場 バッティング練習場 弓道場	<p>○披露宴等を、ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合は、「上記(2)飲食店に対する要請」と同様の条件で行う</p>

種類	施設例	まん延防止等重点措置
運動施設 遊技場 (第9号)	スポーツクラブ ホットヨガ・ヨガスタジオ マージャン店 パチンコ屋 ゲームセンター ライブハウス テーマパーク 遊園地	<p><建築物の床面積が1,000㎡超></p> <p>○まん延防止等の措置（法第31条の6第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の整理及び誘導 ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者へのマスク飲食・マスク着用等の周知 <p>・正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</p> <p>・施設の換気</p> <p>・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保</p> <p>○テーマパークや遊園地等は、「上記（3）イベント事業者に対する要請」のイベントに含まれることに留意</p>
博物館等 (第10号)	博物館 美術館 科学館 記念館 水族館 動物園 植物園 図書館	
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ マンガ喫茶	
サービス業 (第12号)	銭湯 理容店 美容店 質屋 貸衣装屋 クリーニング店 ネイルサロン スーパー銭湯	
学習塾等 (第13号)	学習塾 自動車教習所	

種類	施設例	まん延防止等重点措置
学校 (第1号)	幼稚園 小学校、中学校、義務教育学校 高等学校、中等教育学校 高等専修学校 高等専門学校 特別支援学校	<p>○県立学校等の対策</p> <p><授業・登校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業等は、リスクの高い活動を自粛 (リスクの高い活動の例) 「長時間、近距離で対面形式となるグループワーク」、「調理実習」、「密集や接触を伴う運動」等 ・授業以外の場面(休み時間等)においても、感染症対策を徹底 <p><部活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動は、原則禁止 ※大会を控えている場合に限り、活動可能とする。ただし、特にリスクの高い活動は行わないこと。(県内大会は、主催団体に延期または中止を要請中) <p><学校行事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等は、延期または中止 ※旅行先に関わらず、全て延期または中止
社会福祉施設 (第2号)	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む) 学童クラブ 障害児通所支援事業所 上記以外の児童福祉法関係の施設	<p>○市町村立学校(小学校除く)や私立学校、大学等にも県立学校と同様の対策を要請(法第24条第9項)</p>
大学等 (第3号)	大学 専修学校・各種学校 日本語学校・外国語学校 インターナショナルスクール	<p>○2月18日(金)まで、対策の期間を延長し、全ての市町村立小学校(義務教育学校の前期課程を含む)で、原則、リモート学習を実施するよう、市町村に要請(法第24条第9項)</p> <p>○2月18日(金)まで、全ての県立特別支援学校で、分散登校を実施(一部、リモート学習も併用)</p> <p>○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の整理及び誘導 ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者へのマスク飲食・マスク着用等の周知 ・正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・施設の換気 ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保